

## IV 剰余金処分案

(平成 29 年度)

(円)

科 目	内 訳	小 計	合 計
I 当期末処分剰余金			13,663,118
II 任意積立金取崩額			
1. 特別積立金			1,710,174
III 剰余金処分額			
1. 法定準備金	当期剰余金の 5 分の 1	510,000	
2. 任意積立金		1,710,174	2,220,174
IV 次期繰越剰余金			13,153,118

- 脚注
1. 法定準備金は（当期剰余金の 1/5 以上）により 510,000 円計上した。
  2. 任意積立金は、高性能林業機械の更新や不測の事態に対処するため、1,710,174 円を積み立てた。
  3. 次期繰越剰余金の内教育情報資金は 130,000 円である。

## V 注 記 表

### (1) 重要な会計方針に関する事項

#### ① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準は原価法の先入先出法によっています。

#### ② 固定資産の減価償却方法

##### ・有形固定資産

定額法を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

また、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき、3 年間で均等償却を行っています。

##### ・無形固定資産

定額法を採用しています。なお、ソフトウェアは、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

##### ・長期前払費用

長期前払費用のうち法人税法に規定する繰延資産の減価償却の方法は、均等償却を採用しています。

#### ③ 引当金の計上基準

##### ・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

##### ・賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

##### ・退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として、中小企業退職金共済制度への拠出額を控除して計上しています。

#### ④ 収益及び費用の計上基準

収益の計上は、原則として出荷基準によっています。また、請負事業については工事完成基準によっています。

#### ⑤ リース取引の処理方法

リース物件の所有者が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

#### ⑥ 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

- ⑦ 計算書類及びその付属明細書に記載した金額の端数処理の方法  
記載単位が千円となる場合、記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、千円未満の科目については「0」で表示しています。
- ⑧ 昨年度までの「特別積立金」は、旧森林組合決算関係書類等様式の通達では、損失補てんのための積立金の名称でしたが、現通達では目的ごとに任意積立金を計上することとなっているため、「特別積立金」を正式に取り崩し、「任意積立金」を剰余金処分として積み立てました。

## (2) 貸借対照表に関する事項

### ① 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額は次の通りです。

機械装置                    56,061,700 円

車両運搬具                14,365,000 円

### ② リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電話機、コピー複合機、車両及び油圧ショベルについては、リース契約により使用しています。

### ③ 担保に供している資産

岡崎市若宮町二丁目の土地及び建物は、あいち三河農業協同組合に3,000万円の根抵当権を、岡崎信用金庫に8,000万円の根抵当権を設定しています。

### ④ 役員との間の取引による金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債務の総額      160,000 円

## (3) 損益計算書に関する事項

### ① 事業管理費の各部門への配賦基準等

各事業部門に直接配賦できない事業管理費の各部門への配賦については、事業割及び人頭割により各事業部門に配賦しています。

## (4) 退職給付に関する事項

### ① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規定に基づき退職給付の一部にあてるため独立行政法人勤労者退職金共済機構との契約による中小企業退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付債務の額、退職給付引当金の額に関する事項

退職給付債務	31,278,900 円
中小企業退職金共済制度への拠出額	▲24,533,680 円
退職給付引当金	6,745,220 円

(5) 特例業務負担金の将来見込額に関する事項

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 1,914,784 円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 30 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、24,176,000 円となっています。